

## 第2回 熊本市教育行政審議会

### <議事録>

日時：令和7年（2025年）11月25日（火）9:30～12:30

場所：熊本市教育センター4階大研修室

- 1 開 会
- 2 審 議
  - (1) 前回のまとめについて
  - (2) 具体的な対応について
- 3 報 告
  - 答申の進捗管理について
- 4 諸 連 絡
- 5 閉 会

#### 1 開 会

～事務局説明 省略～

##### 【出川会長】

皆さんおはようございます。

今回は、9月の第1回に続きまして、第2回もいじめのことについて皆様方と議論をしていきたいと思っております。

前回はいじめに関して、様々なお立場から全般的なご意見をいただきました。

今回第2回は、その議論で出てきたものを柱に、事例を幾つか出し、そして、皆様方と議論していく形で進めていく予定です。

皆様方の活発なご意見と、円滑な会議の運営に、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 2 審 議

##### 【出川会長】

それでは、審議に入りたいと思います。

本日は前回の審議についてのまとめをした後、具体的な事例をもとに、ポイントを絞ってより深く審議していきたいと、先ほどご説明させていただきましたがそのように進めたいと思います。よろしいでしょうか。

では、まず、前回の審議のまとめについて事務局からご説明をお願いいたします。

【教育改革推進課 須佐美審議員】

～前回まとめ説明 省略～

【出川会長】

ありがとうございました。前回の審議のまとめについて事務局からご説明がありました。(1) から (3) の、前回のまとめは説明通りの内容でよろしかったでしょうか。追加など、補足したい内容等ございましたらご発言をお願いいたします。

審議会資料の 2 ページの (1) から (6) までのスライドの上の方ですね、その中の (1) から (5) までが、前回のまとめを項目立てしていただいたということで、(6) が事務局から追加で議していただきたい論点で、これは別に追加されたのですが、審議の内容を元に、(1) から (5) まで出したのですけれども、これについて何か追加したほうがいいんじゃないとか、修正したほうがいいというようなこと、補足とかありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、(6) も特にないということでよろしいでしょうか。

この (6)、事務局から追加で審議していただきたい論点ということで、ページで言うと、先ほどの資料の 5 ページの上の方に、事務局から追加で、審議していただきたい論点の提案もございましたけれども、これについては、質問はいかがでしょうか。

一応、この柱でやっていくというところで進めていきたいと思いますが、ご意見がないようでしたら、このようにしたいと思います。

それでは、ご意見が特にないようであれば、前回のまとめについては以上になりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

前回委員の皆さんから出てきた意見を項目立てたのですけれども、他にまた、話していく中で出てくることもあるのかなと思います。いかがでしょうか。

それでは、次に具体的な対応策について審議したいと思います。

第 1 回の審議の最後にも示した通り今回と次回の審議では、前回のまとめで出た論点について、検討に必要な具体的な事例を事務局に提供していただいて、その事例をもとに審議していただくということになっております。

本日は 2 つの事例を用意していただいています。1 つの事例につき事務局説明と質疑意見の順番で審議を進めていきますが、大体 1 つの時間に 70 分を予定しております。時間内で、ちょっと審議が深まったとしても、次の後半に進めていくというふうに予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それではまず、事務局から、事例 1、いじめの対応についての説明をお願いいたします。

【総合支援課 勝田課長】

～事例 1 説明 省略～

**【出川会長】**

ありがとうございました。

ただいま事例1の「いじめへの対応について」の事務局説明がありました。

この事例に関して、質問などがございましたらご発言をお願いします。

事例の補足ですね、こういうところも聞いておきたいってようなことがございましたらお願いしたいと思います。

それでは村田委員をお願いします。

**【村田慎委員】**

村田です。

質問なんですけれども、「令和7年3月15日の対応を最後に、保護者からの要望等がなくなった」というふうに書いてあるんですけども、何がきっかけで、対応というか、保護者の声が落ち着かれたのか、何かきっかけがあったのか、確認をさせてください。

**【総合支援課 勝田課長】**

総合支援課でございます。

3学期になって、この被害児童の方が別の学級で授業を受けるところが一番の安心の材料になったのではないかなと私どもは捉えています。

以上でございます。

**【出川会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

**【吉田委員】**

よろしいでしょうか。

**【出川会長】**

吉田委員。お願いします。

**【吉田委員】**

この件は7月に児童が担任に被害を訴えています。その後、夏休みが明けた9月に同じような訴えがあったということですが最初に担任が問題を認識した後、間を置かず管理職へ連絡や相談をされたのでしょうか。

**【出川会長】**

お願いいたします。

【総合支援課 勝田課長】

総合支援課でございます。

最初、管理職の方にも報告はございました。

ただ、最初に慎重に取り扱わなければならないところは随分、難しさはあったのではないかと捉えております。

以上でございます。

【吉田委員】

当初は慎重に対応しようということで終わって、9月になったということですか。

【総合支援課 勝田課長】

総合支援課でございます。

慎重にというところが最初ありましたものですから、全く放置をするという感じではなかったですが、戸惑いながらの対応になったと思います。

【吉田委員】

いじめ問題では初期対応が問題になるのですが、7月の時点では具体的な行動はとられていないのですね。わかりました。

それから、警察に連絡したとありますが、これについては総合支援課に連絡あったのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

ございました。

【吉田委員】

それに対する対応についてお聞きしておきたい。

また、被害を訴えた児童が担任に「しばらくみんなに調べたり聞いたりしないで欲しい」と言ったということですが、その記録は残されているのでしょうか。

たとえば、時間やそのときの状況などです。

【総合支援課 勝田課長】

それは残っております。

【吉田委員】

それから被害を訴えている児童の保護者から、自分の子どもが特定されないように事実を確認して欲しいという要望があったのはいつのことでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

最初に、被害児童が、「しばらく聞かないで欲しい」と望んだ後のことになります。

【吉田委員】

わかりました。

それから、担任が新採 2 年目だったということですが、苦手意識等について最初から管理職は把握されていたのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

新採 2 年目で苦手意識は、経験の浅さと理解しています。

【吉田委員】

もう 1 つ、被害を訴えている児童の保護者が 19 時頃に来られたり、時間外の電話があったということですが、これらについては録音等はございますか。

【総合支援課 勝田課長】

録音についてはございません。記録のみになります。

【吉田委員】

それから 10 月 4 日に警察から被害を訴えている児童の自作自演の可能性が高いと捉えたとありますが、これは学校がお聞きになったことでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

学校が聞いたことになります。

【吉田委員】

この点は被害を訴えている児童の保護者の方にも伝わっているのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

これは伝えていないと思われま。

【吉田委員】

わかりました。情報を確認したいと思ったのですが、長くなってしまいました。ありがとうございました。

**【出川会長】**

それでは、西委員、お願いいたします。

**【西委員】**

失礼いたします。

吉田先生と同じような質問内容になってしまうところがあったので、それ以外で、まず7月15日時点で、「いじめ防止等」の「等」ですよ。未然防止、早期発見、早期対応のところに入ってきますけども、最初この段階でどのような学校としての組織対応があったのか、というのが1つ。

それと、学校は本件についての協議を23回行ったというところで、(メンバーはその都度変わって)ということでございますけども、なぜ、その都度変わっていったのか。

あと吉田先生からもありましたけども、自作自演の可能性が高いと捉えていたことに対して、保護者になぜ説明がなかったのか。

以上でございます。

**【総合支援課 勝田課長】**

当初の部分は、管理職への報告はあったのですが、本人から調べないで欲しいという訴えがあったので、対応としては、鈍さがあったと思います。

2点目の本件について23回の協議というところで、メンバーがその都度変わるところは、学年の職員が入りますので、例えば担任だけの場合もございますし、或いは、隣のクラスとか、学年主任とかという形で、メンバーが変わるような状況があったことになります。

それから3点目、なぜ言わなかったのかというところですね。やはり、その自作自演の可能性も払拭できないというところを出してしまうと、非常に保護者の方の、感情的な部分で不信感がさらに高まるような状況が、警察の方にも向けられるのではないかとこのところもあったとこちらでは捉えております。

以上でございます。

**【出川会長】**

ありがとうございます。

それでは、神内委員。

**【神内委員】**

すいません。私もちょっといくつかお聞きたいことがあるのですが、この児童Aが最初に、「しばらくみんなに聞いたり調べたりしないで欲しい」って言ったときは、親にも言わないで欲しいと言ったんですか。

【総合支援課 勝田課長】

そんなことはありません。

【神内委員】

そうすると、この時点で親御さんには学校から伝えている。

そうすると、親御さんと一緒に、児童 A の意向を確認した、何か機会があったってことですかね。

もう 1 点ですけど、最後に保護者に、警察の意向を伝えなかったってところが、保護者から被害届を出しているんですよね。それがちょっとよくわかりません。

だから普通、警察は伝えると思うんですけど、そこだけちょっと気になったので。

【総合支援課 勝田課長】

先ほど申しましたように、やはり感情的な部分というところも配慮してのことだったのかなと捉えております。

【出川会長】

他にはいかがでしょうか。

それでは中西委員、お願いします。

【中西委員】

中西です。

担任が休んだ期間だけが明確に書いていないんですけど、それはいつなのかということと、その間は、保護者対応は誰が主になさったのか、その 2 点をお願いします。

【総合支援課 勝田課長】

学級担任の 2 週間の休みは 2 学期になります。

【中西委員】

2 学期は確かに 2 学期でしょうけど、どの段階なんでしょうかね。

【総合支援課 勝田課長】

9 月中旬に対応し始めている部分がございますので、10 月から 11 月にかけての部分になります。

【中西委員】

つまり、その下に書いてある 9 月の 11、14、15 日あたりは、ここは休んでいないって

うことですか。

【総合支援課 勝田課長】

休んでないということになります。

【中西委員】

時系列が若干、違うわけですね。

そうすると、その間っていうのもあるかもしれませんが、休み始めたときからは、どなたが主に対応されていますか。

【総合支援課 勝田課長】

主に学年主任が対応しております。

【中西委員】

管理職はどうなんでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

管理職も勿論ですけども、主に窓口になったのは学年主任です。

【中西委員】

わかりました。

【出川会長】

いかがでしょうか。

他には、事例について、ここ確認しておきたいっていうことはございますでしょうか。

では南部委員、お願いいたします。

【南部委員】

日本体育大学の南部と申します。

最後の現況のところで、令和7年3月15日の対応を最後にというふうに書かれているんですが、これはクラス替えをした後に何か保護者の方から言ってきたのかっていうところをちょっと確認させていただけますでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

クラス替えの後には特段、何もおっしゃっているような状況はございません。

**【南部委員】**

この3月15日の対応というのはどういった対応だったのでしょうか。

**【総合支援課 勝田課長】**

三学期になって、被害児童は別の学級で授業を受けることになっていますので、その経過報告というところになります。

**【出川会長】**

他にはいかがでしょうか。

それでは、西村委員、お願いします。

**【西村委員】**

西村です。

いじめへの対応ということなんですが、これ、いじめ事案への対応だと思って、その後、本人に対してどんな対応がされたり、その子がどんなことを反応していたとか、そこら辺がよく見えなくて、だんだん、話が大きくなっていってしまって、もうこどもの問題を離れてしまった事例なんだなど見て思ったんですが、そのお子さんへの対応、自作自演だったかもしれないということも含めて、どのような対応がされたのか、そこら辺がもう少し知りたいなと思いました。

以上です。

**【総合支援課 勝田課長】**

この被害児童のこどもへの対応という部分では、もちろん学校の寄り添いもそうなのですが、スクールカウンセラーのカウンセリングという対応もしております。

以上でございます。

**【出川会長】**

いかがでしょうか。

では、大体事例のことはご質問いただいたと思いますが、まず、この事例1は、このいじめへの対応というところになります。

2ページ目に進みます。

この審議会資料のパワーポイントの2ページ目の(1)のところですね。2ページ目の下の段のパワーポイントと、次のページにあります、5ページ目の(6)の事務局から追加で審議していただいた論点というのが、この上の段ですね。

それが、参考資料の方の、黄色いところに示して、これがこう対応しているんじゃないかというところで、こういったところを中心に、議論していただきたいと思っております。

他の議論のポイントもあるかと思いますが、このいじめへの対応と、事務局から追加で審議していただきたい論点というところで、現段階ではこの事例 1 が出されておりますので、このところも意識していただきまして、お話をいただければと思います。

これから意見交換になりますが、約 1 時間ですね。大体、11 時過ぎを目途に意見交換をしたいと思いますので、ご意見のある方からご発言をお願いします。

どうぞよろしくをお願いします。

2 ページ目にありますように、(1)いじめの対応について、「①いじめの根絶は難しいので、予防だけでなく、早期発見、早期介入が必要ではないか」とか、「②生徒指導の経験が浅い先生が増えてきているので、学校全体の対応力を向上させる手立てが必要ではないか」「③教師がいじめの対応に追われ、他の児童生徒への教育の機会が減少しているのではないか」「④加害者・被害者双方への教育的介入（支援）の具体策が必要ではないか」「⑤被害者の保護者が過剰に反応し、学校側が疲弊し対応困難になっているので、外部機関との連携が必要ではないか」とこの前の審議会で出ておりました。

そういったところなどを、この事例をもとにご発言いただければと思います。

また、5 ページ目にありますように、事務局から追加で審議していただきたいところで、学校は、2 番のところですけども、保護者以外の児童生徒の関係者にどこまで対応すべきかですね。双方が主張した場合にはどのように対応すべきかっていうようなことなども参考にさせていただきまして、ご意見をいただければと思っております。

いかがでしょうか。

それでは神内委員、お願いします。

#### 【神内委員】

神内です。

結構、相談とか受けていると、自作自演のケースって年に何十件というぐらい受けていて、そんな全然珍しいわけじゃないんですね。

これが自作自演かどうか判定できないですけど、それが疑われるケースというのも、各学校で受けていて、大体パターンが決まっているんですけども、まず最初に聞いて欲しいのが、最後に消しゴムがあった時間帯をいつ頃か覚えていますかみたいな感じで必ず聞いてもらって、それで大体、はっきりしないと自作自演の可能性が出てくるので、そこから多分、まず、何かある程度の目安をつけておかないと、今後の対応方針が多分定まらなくなると思うんですね。

それで余計な時間外労働ができてしまう可能性があるんで、ちょっとこの初期対応のときにどういうことが行われたかが気になります。

それと、こどもの意見を聞くときに、これ小学校ですよ。小学校だとすると、親御さんと同席のもとで、意向を聞くのが一番安全というか、というのが多いので、この際にこれやられたかどうかっていうのが気になるんですけど、別々に意向を聞いたかもしれないの

で、そこはわからないんですけども。

そうなってくると最後の方ですね、特に保護者からクラスを変えて欲しいとかカメラ設置して欲しいって書いてあるんですけど、これ全部こどもの意見はどうだったのかというのが気になるので、そのあたりの、保護者とお子さんの意思のずれがあるかないかっていうところが確認できていたかどうかというのには気になります。

そこは自作自演のケースだとあります。

あと最初に私が発言した、保護者には伝えても大丈夫っていうとき、このケースの児童 A はそうだったらいいんですけど、結構そこも自作自演のケースで分かれていて、両方あるんですよね。保護者にも言わないで欲しいという場合と、保護者に言っても構わないっていう場合と。

そこで、この子が今悩んでることが結構 2 つに分かれてくるので、それが重要なところですよって思っています。

大体、そのケースで言うと、そういうパターンが経験的に多いかなというのでお話しさせていただきました。

**【出川会長】**

ありがとうございました。事務局の方から何かございますか。

お願いいたします。

**【総合支援課 勝田課長】**

ありがとうございます。

今委員の方から出ました、この事例につきましては、こどもさんは、親御さんへの話は伝えてもいいということでしたので、その意思疎通はできていたかと思いますが、やはりカメラの設置であったりとか、所属学級を変えて欲しかったりというのは、被害児童本人の思いはもう超えている部分があるのではないかなと捉えておりました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。対応策というか。

**【吉田委員】**

私は公表・非公表を含めて 5 件以上の第三者委員会の委員を引き受けさせていただいたのですが、そのほとんどが初期対応に問題があったものです。

そこで機を逸すると被害を訴えている保護者は学校は何もしてくれないという思いが強くなる。

この件については、夏休みの前のことですから、7月の時点で何らかの対応を取った方が

よかったのではないかと思います。たとえば、いじめとされた保護者にもそれを知らせるなどの情報共有をどのくらいされていたのでしょうか。教師が、このままだと夏休みが入るので、二学期まで持ち越すとよくないといった危機意識を持つことが期待されています。

夏休み終盤や9月に心理的に不安定になるこどもたちがいることが指摘されています。こうしたことから、状況によっては夏休みの間に問題解決を可能にする働きかけや具体的な手立てまで整理されていると、その後の結果に違いが出てくると思います。

総合支援課も当事者でいらっしゃらないので細かいことまではわかりにくいと思います。初動からの働きかけとしっかりした記録の保存が大事ですね。

情報を見る限りは9月になってから問題として燃え広がったように思われますので、初期対応についてお聞きしたわけです。

以上です。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

では、村田晃一委員をお願いします。

#### 【村田晃一委員】

弁護士の村田でございます。今の吉田先生のお話をもっともだと思いながら聞いていました。

意見というか質問にもなるんですが、学校としてはこの被害児童については元々気になっていた子だったんでしょうか。被害児童の保護者はどうでしょうか。

#### 【総合支援課 勝田課長】

いや、特段気になるような、こどもさんではなかったです。

#### 【村田晃一委員】

いろんな問題行動もなく学校としてはマークしていなかった子なんですね。

この児童は夏休みが近づいた頃にこの消しゴムの件を言い出してきて、夏休み明けてすぐ頃にまた言ってきてそのときはさらに被害が増えているんですね。

だから、吉田先生がおっしゃったように夏休み中に関わっていればまだいろいろ出てきたかもしれないなという気もしました。

最初に消しゴムの紛失を担任に言ってきたときに「しばらくみんなに聞いたり調べたりしないで欲しい」という希望をこの子が言っているんですけど、「それはどうして」と、「なぜそうして欲しいの」というのは聞かれたんですかね。

**【総合支援課 勝田課長】**

深くは聞いてないと思います。

**【村田晃一委員】**

ここらだったかなあと思うんですね。何でこれをみんなに聞いて欲しくないのか、おそらくこの子は自分で失くしたけど、誰かに盗られたというような意味合いを込めて先生に言ってきているんですよ。

なので、どうして聞いて欲しくないのか、そういう意地悪されて困っているんじゃないのって、聞いていくとなんかもっといろいろ出てきたかもなあという気もしました。

**【出川会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

お願いいたします。

**【西委員】**

西でございます。

吉田先生の方から非常に小さなものというキーワードが出されましたけども、この非常に小さな事案っていうのはですね、対応次第では本当に大きな事案になってしまいます。

ということは、やはり、とても小さな事案のときから、しっかり丁寧に対応していくことが大切だと現場から思っております。

その中でやはり、生徒指導の経験が浅い先生が増えている。そういう中で、「消しゴムがなくなりました。みんなには言わないでください。」「そうね。うん。ちょっとしばらく黙っとくね」というのと、一步踏み込んで、「それはどうしてかな」と、「こういうことを言われたんだけど」と先輩の先生方に、あとは管理職に、しっかり確認するとかですね、尋ねるような生徒指導の組織的な動きを確立していくことが、これからの課題かなと思っております。

以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

西村委員、お願いします。

**【西村委員】**

西村です。

保護者というよりも担任をしてきた者の立場として、少しお話をさせていただきたいと思っております。

こどもたちの自作自演はとても多いです。

他でやれるはずのない刻み方とか、わざわざその子の机に行ってするとか、他の子ではタイミングがなかなか掴めないようなことをやります。

でも、それはその子の何かの痛みっていうか、何かのSOSであることには間違いないんです。

これをいじめと捉えるのか、その子の危機と捉えるか、そこら辺の差はありますけれども小さく扱っていいことではないということです。

で、先ほども調べないでいって言葉があったということですけども、ぜひこの一言。いろんな言葉をストックして行って欲しいなと思います。

例えば、よくいじられキャラって言いますけど、いじられたキャラという子がやられる側にも存在し、やる側にも存在し、そこはとてもこどもなりに巧妙な組織なんですね。

いじられキャラの一番下の子はさせられる、する役に回っていることがあるし、そして、結束できないですよ、そのいじられキャラ同士の子達は。

軽い言葉にしてこれはふざけているんだよというふうにこどもたちの中でなっていて、また、それが担任が聞いてそうだよねと思ってしまう、その雰囲気の流れで、そういった危険性とかいうものを、小さなストックとして貯めていくべきだと思うんです。今までのいろんな事例の中でですね。

だから、早期対応っていうのには、やってみて何か上手くいかなかった反省なり、何かが伴わなければ、効果的な早期介入や対策にはならないと思います。

だから、それを各学校でストックしていく、委員会でストックしていく、そういったことが必要なのではないかなと思います。

先ほどからいくつか出ておりましたけれども、私自身も思うんですが、いじめは先生しか頼れないわけですね、こどもの社会の中では。

頼って、先生に助けて欲しいと思っているその子の気持ちは大切にしてもらいたい。

そこを切ってまで、いじめで波及していく問題の対応を回避するために、こどもを否定して欲しくないというのが一番思います。

特に、この事例の短い文面だけではわかりませんが、この保護者の文面だけの対応で見れば、どんどん学校としては保護者との心の距離は開いていっていますよね。応援したい気持ちにはなっていないですね。

それが、その子に影響して欲しくないと思うし、もしかしたらこの親御さんの気持ちを聞き損ねている部分、すくい上げていない部分があるのかもしれないとも思います。

また、現場にいる者としては、そういうこどもの自作自演があるというようなこととか、よく知っていることなんですけれども、保護者はもう全然知りません。

もう、わが子はそんなことは全くしない、こんな被害に遭っているのに、なぜ学校はそのまま放置しているんだろうと、その思いばかりが、大きくなっていっていることだろうと思います。

そこら辺はこどもの一般的な事例として、保護者に講習なり、なかなか今PTA活動もできていませんけれども、そういった場で周知していくなり、そういうことも必要ではないかなあと思います。

お互いにかけてもらえない、わかってもらえないと言っている、距離は埋まらないと思っています。

すみません、まとまりませんでしたけれども以上です。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。

#### 【打出委員】

北部中学校の打出と申します。

この参考資料を読ませていただいて、学校の方が約9ヶ月対応されていたということで、これまでの対応をA4、1枚2枚の裏表では、すべては書きこなさないと思っていますよね。

そういった中、ここで議論するのもなかなか難しいと思うんですが、まず、この被害児童のAさん、そして疑われている児童の関係性はどうだったのか。おそらくいろんな関係性があったんじゃないかなと。その中で、事案が起こっていく。しかし、そのあとにも数々の時間を追って合計43件の被害。

普通で考えればもう悪質ですね。かなり酷いような状況。ただ、先ほどあった自作自演も考えられるというところで、この自作自演が、今、西村委員も言われたように、本当に出たときに、学校側から、これ自作自演と家庭に言うことは難しい状況です。

ただ、きちんと事実として根拠というか、そういったところがあればお伝えできるんですが、これもまた学校とその家庭の関係性が厳しい場合は、なかなか伝えられない。学校はうちの子を疑うのかという状況も作りかねないということでもなかなか踏み出せないというところもあります。

ただ、今回は警察が入っていたので、警察から、第三者というか関係機関から、話していけば、もっと変わってきたのかなという感じはしたんですが、なかなか学校がここで伝えるのは難しかったのかなと思っています。

もう1つは、私は中学校なんですけど、小学校をいろいろ見させていただいたときに思うのが、先ほど西校長先生が言われましたように、組織的な対応ですね。

中学校は教科担任制で、もちろん担任もいるんですが、やっていく上で学年の組織がとて強いんです。

しかし、小学校も学年組織は確かに強いんですが、学年主任の先生も実質は担任をされている。おそらく、担任をした上で学年主任、そして自分のクラスもあるし、他のクラスもあるというところで、かなり難しかったんじゃないかなということで、私が感じるのは小学校は、隣のクラスがどういうふうになっているかっていうのは、なかなか見えづらいのは小学

校の現状なのかなというところも、ここで見えている。

そこが、やはりこの若手の先生が疲弊していった部分。もっと教育していけばいいんですけど、なかなか人が足りないというところもあったのではないかなという感じがしております。

私からは以上です。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

神内委員をお願いします。

#### 【神内委員】

ちょっと委員の先生方と、若干、方向性が違うかもしれないんですけど、今、参考資料のある中で議論するから言えることかもしれないんですけど、7月15日の時点で、初期対応で他にやれることがあったっていうのは結果論の話で、やっぱり難しいと思うんですね。

そんな簡単な話じゃないと思うので、実際多分そこに立ち返ってみたときに、まず1つ、法律論からすると、この7月15日の時点で担任の先生にまず確認する義務があったかどうかって話も出てくると思うんですけど、実は結構微妙ですよ。

そう考えたときに、こうすればよかった、ああすればよかった、とあると思うんですけど、実際にそれがどう動けばいいかというところの基準がないので、そういった意味で、少なくとも、こういった訴えがあったこと自体を、この先生が担任の先生として、抱え込むのはまずかったから、「ちょっとこんなことがあったけど、どうしましょうか」ぐらいのことは学年主任の先生とかに聞いてもよかったかなぐらいは思うんですけど、それぐらいしかできなかったんじゃないかなと思います。

ただ、9月10日の時点はこれはやっぱり何かしなきゃ駄目ですけどね。もう状況が大分違うので。でも、7月15日の時点では消しゴムをなくしましたって言うだけなので、これが例えば、靴をなくしたとか、筆箱一式をなくしたとかならまた話は別ですが、消しゴム1個をなくしたからというだけで、何か、初期対応で動けるかっていうと、結構やっぱり厳しいんじゃないかと思うんですよ、実際の現場では。

そこがちょっと気になっていて、この事例1がこんな最終的には大事になるというのが、多分ほとんどの先生が予測できないと思うので、そう考えたときに、この状況では結果論としては言えると思うんですけども、ちょっと7月15日には厳しかったんじゃないかなというのが個人的な印象です。ただ9月10日の時点では、もう動く必要があるなと思うんですけども。

これは感想みたいになるんですけど、事例1は、そういうふうに私は受け取りました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。  
南部委員お願いします。

**【南部委員】**

確かに7月15日の段階だと失くしたという訴えしかないのですが、それをもってというところはあると思うんですが、ただやっぱりこの「失くした」にプラスして「しばらくみんなに聞いたり調べたりしないで欲しい」という訴えがあって、「何でそんなこと言うのか」というのが一番重要なのかなって思うんですよね。

要するに、こういう言い方をするというのは、相当いじめがあることを匂わせていると思うので、あえて言っているのであれば、「しかし動いてくれるだろう」という期待があったということもあり得るかなというふうに思います。

以上です。

**【神内委員】**

失くしたって言っていて、盗られたとは言っていないですよね。

**【南部委員】**

「みんなに聞かないで欲しい」と言っているので、盗られたと匂わせている。

**【出川会長】**

お願いいたします。末富委員。

**【末富委員】**

日本大学の末富です。

ディテールがわからないので、最終的なこの審議会のゴールが市のいじめ防止等基本方針の改定に資するという事だと思っているので、方針を作るという視点から申し上げますと、先ほどの初動の段階での確認というのが非常に必要で「しばらくみんなに聞いたり調べたりしないで欲しい」とあるんですが、これイギリスでは絶対に認められないルールなんですよ。

もう報告があった時点で、動きますって言って必ず初期確認をしますっていうルールなので、そこ自体をルール化するのか、それともそのこどもがそう言ったときに例えば、スクールカウンセラーとも関わって、そこを深掘りするのかの手続きを示しておかないと多分、何度でも同じことが起きますということがあります。

それからもう1つ、この児童Aの不安がたくさん聞き取られているんですが、その児童Aがどうしたいのかっていうのを、児童Aに確認されてないんですよね。

物を盗まれたり壊されたりしたのであれば、その学級にいるのは当然怖いはずだということ調査の経過の中では前提としておかなければならないので、保護者が休ませるまで学校が何もオファーしないのか。

おそらくですが、保護者さんと担任の相性がすごく悪い事案だと思うので、保護者さんが完全に担任をいじめにかかっていると私は見えています。こうした場合には、もうこどもの反応にも多分、保護者からすごい担任の悪口も言われているだろうということも、懸念されるんですね。

そういう意味で言うと、こども自身がこの学級に来られないのであれば、やっぱり別の学級で来ることもできるよみたいなオファーをするかどうか、この指針、当面の安全確保のためには、そういうこども自身の意思でどうするか。例えばですけど、その学級に来続けて、防犯カメラを設置して欲しいんだっていうことであれば、すでに熊本市の前の審議会答申ではそれが可能になっているはずなので、当面の安全確保のためにできるオファーの種類を考えるとということも必要かなと。

ただ、これは複数学級がある学校だからいいですけど、単学級の学校だとどうするんだろうみたいなことは、ちょっと心配にはなりますけれども、複数学級であれば違う学級でしばらく授業を受けるというような選択も可能ではあるので、それをしながら様子を見ると。

ただ、その場合はおそらく窃盗とか器物損壊が2つのクラスで繰り返される可能性があるんで、2つのクラスの学級内に防犯カメラを設置するという手続きが今度は必要になるんですが、ただそれで何も起きなければ、事態が落ち着く可能性も高いなとは思いました。

あとは、やっぱり警察が調べた結果のフィードバックを保護者さんにすれば、被害届をこの場合出しているからいいので、警察からされる方が保護者さんも、ご自身のお子さんの状況の把握というのがより正確になっていくだろうと。

それは次の学年以降での、お子さんへの向き合い方というのにも繋がっていきますので、学校はそのことを別に知っているとは言わなくていいわけですから、警察からフィードバックをしていくという、被害届が出ている場合、状況の報告は警察からするというようなことも連携ルールの中に何か盛り込んでいくようなことがあると、いじめの対応の方針についてもですね、ルール化できるかなというふうに思いました。

以上です。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。

今ですね、いろいろご意見をいただいておりますが、2枚目の(1)の①、②の早期発見・早期介入のことが出ていますし、生徒指導の経験の浅い先生についての体制を整えていくということもお話いただきましたが、「③教師がいじめの対応に追われ、他の児童生徒への教育の機会が減少しているのではないか」。

或いは④番、⑤番と、この辺についても何かご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

**【吉田委員】**

今のご発言に関連したものでよろしいですか。

末富委員がご指摘のように学校の対応の手続きを明確にしておくことが大事だと思います。その上で、学校としては一つひとつの手続きを踏むごとにレ点をつけていくということです。

それから最初の時点から記録を残すことを徹底していただきたいと思います。

また、私は組織の不祥事やトラブルの防止について研修をしています。その際に、問題を感じたら「確率よりも確実を」選択しましょうと話しています。

これが問題になることが確率的に低いと考えて適切な対応をしなかったためにトラブルや事故を引き起こしたケースが非常に多いのです。

こうしたときに、学校が取るべき手続きがはっきりしていれば、問題になる確率の高低とは関わりなく、決められたことをすればいいのです。

昔は学校が「これはいじめには該当しない」と判断していたと思います。しかし、文科省のガイドラインでも、学校が自分たちだけで「いじめでない」と決めつけるのは避けるべきだと指摘しています。そういう時代になっているのです。特に初期対応で「確率よりも確実」を基本にすることが重要になっているのです。

そして先ほど申しましたように、初期対応は事実を明らかにするために欠かせないだけでなく、被害を訴えておられる保護者にとっても学校の迅速な対応が見えることは重要だと思います。

それから、総合支援課の負担は増えますが、現実に発生した多くの事例を整理しておいて、たとえば夏休み前に適切な対応をしないとこうした問題が起きていますよといった具体的な事例を学校に知らせることが大事だと思います。

また、問題が解決したケースについても具体的な情報を提供することも学校にとって役立つでしょう。

**【出川会長】**

ありがとうございます。

それでは先ほど申し上げましたように③、④、⑤などで、ご意見等ございますでしょうか。

南部委員お願いします。

**【南部委員】**

日本体育大学の南部です。

この⑤番の「被害者の保護者が過剰に反応し云々」で、「外部機関との云々」というところに関連してちょっと申し上げたいと思いますけど、先ほど末富委員がおっしゃっていたよ

うに、やはり警察にかかっている、警察が捜査の結果として「自作自演である」という線を見込んだのであれば、当然、保護者にフィードバックすべきっていうところはあると思うんですね。

ただ、10月4日の段階で「自作自演の可能性が高い」と警察は判断しているわけですが、そのあとで、10月から11月にかけて担任が休んだということは、おそらく自作自演だとわかったということを経験者が情報共有していながらも、「保護者に対応しなければならぬ」というところで、かなりなんか徒労感を感じていたのではないかと思いますし、そうなると教員の側も、「実はこれ自作自演じゃないか」と思いながら保護者に対応していると、態度に出してしまいがちなんですね。保護者からすると、「何か学校側の態度変わったな」みたいな。

それで、余計に「クラス替えて欲しい」とか「カメラ設置して欲しい」とか、焦って訴えることによって、どんどん騒ぎを大きくして行って、「疑いを晴らそう」とか、「無実であると証明してくれ」みたいな感じになっていくということになり得るので、早い段階でやはり警察の方から保護者に対してそういった情報提供をしてもらってれば、ここまでの騒ぎにはならなかったであろうし、担任も追い詰められなかったであろうというふうに思いました。

以上です。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。  
神内委員お願いします。

#### 【神内委員】

担任の先生が追い詰められているのは、多分、その前からかなと思って、よくわからないですけど、この保護者、他の保護者に吹聴しているんですね。

これいつぐらいの話なんですか。警察対応しているときですかね。

#### 【総合支援課 勝田課長】

もうこれも結構早い段階で、もう9月の段階です。

#### 【神内委員】

だから保護者が担任の先生に直接、そういう話をするのは有り得るかもしれないですけど、他の保護者に言う必要ないと思うんですね。

だからこれはやっぱり、保護者がやっていることがもう一線を越えているので、ちょっとそこは気になりますけど。

信頼関係を築いて、こどものために連携していって意味であれば、ちょっといじめ法の趣旨にも合わない保護者の対応になっていると思うので、そこはちょっと気になるので、ここも注意しなきゃならないかなというふうには思いました。

ということで、おそらく末富委員のおっしゃる通りで、もう最初から多分相性が悪いのようになってというのがちょっと予測はされるんですけども、そういう感じのところはあるかなと思いました。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

③番、いじめの対応で教師の方が倒れたということですがけれども、疑われた方のお子さんにも精神的な苦痛を受け、数日、学校を欠席したり、不安を抱いたりするということがあって、こういった事例があるとやっぱりクラスの中のこどもたちへの関わり自体が、偏ってしまったりするということについて何か手立てというか、お考えなどお聞かせいただければと思います。

吉田委員お願いいたします。

#### 【吉田委員】

学校の管理職の担任に対するサポートが重要だと思います。

私が現職のときは校長先生とお話する機会がかなりございました。そうしたとき、多くの校長先生が子どもたちを守ることは最優先として、自分は教員も支えないといけないと言われていました。

ただあるいじめ問題のケースでは、初期の段階で「まだ校長が出る状況ではない」といった姿勢の方もいらっしゃいました。いわばご自分は格が違うといった感じなのです。

しかし、問題が発生した段階から校長が積極的に保護者と関わりを持ったことから、保護者が「はじめから校長が出てきた」と心が動いて問題が終息した事例もあるのです。

そうしたことで、校長先生が教員を心理面も含めてサポートすることが大事です。チーム学校の代表者として前面に立っていただくことです。それは教師が新任であるか、ベテランかといったことではありません。今日では、経験豊かな教師でも休職に追い込まれる現実もあります。ともあれ、校長をはじめ管理職は大変ですが、問題の矢面に立つ覚悟と行動力をお持ちいただきたいと思います。ここで挙げられたケースがどうだったのかわかりませんが、管理職への期待としてお話ししました。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

神内委員、お願いします。

### 【神内委員】

今、吉田先生おっしゃっているまさにその通りで、本当にすごくよく似ている事例を扱ったことがあるんですけど、その事例はこのケースで言うと「19 時頃が多く、ときには 1 時間程度激昂して話をされたこともある」という時点で校長先生が出て、それに対応していました。

だからやっぱり、校長先生の出るタイミングですね。そこで多分だいぶ違っていたんだろうなっていうのは、本当に思うので、校長先生が出るタイミングを間違えないことってすごく大事だと思うんですよ。

結構、それで解決するケースが本当に多いので、これは何か本当に吉田先生がおっしゃる通りの、まさにそういった似たようなケースを自分が経験しているの、それは本当に思いました。

### 【出川会長】

ありがとうございます。末富委員お願いします。

### 【末富委員】

私が関わった事案の中では、校長先生の出るタイミングで、校長先生が保護者への接し方を間違えた事案で、さらに事態が悪化してしまったということがございまして、校長先生といえども多様な方がいらっしゃって、こういう怒りを非常に強く持たれた方への対応のスペシャリストではないという前提が、かなり重要なと思います。

特に、男性の校長先生が女性の保護者だけでいらっしゃったときに、さらに事態が深刻化する事案というのが非常に多いんですよ。お父さんがいらっしゃった時と、お母さんがいらっしゃった時で対応を変えられる校長先生というのがいらっしゃいまして。

保護者対応の基本だろうと思うんですが、その基本のトレーニングもおそらく日本の校長先生の育成プログラムの中には無いのと、校長先生の専門的な職務に含めるかどうかということも含めて、結構、課題が多いなと思っています。

先ほどの論点で申し上げますと、③の教師がいじめへの対応に追われて、他の児童生徒への教育の機会が減少しているのではないかということと、この事案の場合、警察から聞き取りをされた子どもたちもまた傷ついているので、その子どもたちへのケアだったり、その子どもたちの保護者さんが、学校やその当該児童 A や保護者に不信を持つことにも多分なりかけていたのではないかと思いますので、聞き取りのあとの学校側でのケアというのが結構大事かなと。

警察に届けられること自体は、私はむしろ大事なことだと思っているんですが、警察の側もこどもの聞き取りというのはそれなりの注意を払うものではあります。ただ子ども自身はすごく怖い思いをすることになるので、いかなる聞き取りであれ、そのケア、警察の聴取だったり学校の聴取だったり。この場合聞き取りをされた児童はほぼ多分、潔白だっ

たんだろうと思いますが、ただ人間関係のもつれはあり得るけれども、それも含めて何かもの凄く不安な思いをこどもにさせることは確かなので、どちらかという聴取とケアの体制というのをどう作っていくかということ。

このいじめの調査ってのは必ず聞き取りを伴うものなんです、そのケアの体制であったり聞き取りの仕組みも含めて、どう、より丁寧な仕組みにしていくかなあと。

日本の場合おそらくこどもの聴取だったり捜査の担当は警察でも限られているんですよね。どちらかという多分、中高生担当みたいな方が多くて、小学生のヒアリングだったり、性暴力のこどもへの聴取や捜査ができる司法関係者は、ほとんど日本にはいらっしやらないので、そういう意味でいうと警察も学校側もこの手の聴取を受けるこども達への専門性をどう上げていくかだったり、聴取を受けたこどもたちのケアっていうのをどう作っていくんだろうかなっていうのが多分、事案の中では忘れられた視点かなと思います。

あとは保護者の過剰な反応を防ぐためにも、やはりガイドラインを整備してルールブックを作って、この流れでやってきますっていうのを保護者にも或いは、こどもたちにもわかるように示しておくことが大事かなと。

熊本の場合、すでに体罰等審議会である程度流れがわかるようになっているじゃないですか。同じことが、いじめについても、このような申し立てと流れで、皆さん方に警察に訴える権利もあれば弁護士さんに相談する権利もあるということも明示しておいてもよろしいんじゃないかなと。

学校が、その調査能力を超えて窃盗の調査をしなきゃいけなかったり、それに教員が疲弊するわけじゃないですか。そういう意味で言うと学校の権能をちゃんと限定して学校からももう、ある程度自作自演ではない窃盗等の場合には学校側から警察に積極的に相談して、連携していくっていうこともやりますよみたいに、書いておくことの方が大事じゃないですかねっていう。

警察にむしろ相談してくださいっていうふうに、流れを作っておく方がこの事案のように、少なくとも警察から保護者にフィードバックが出来得る状態にはなるので。

保護者がこどものことを心配するのは当然だけれども、少しでも冷静に対応いただけるように、こういうふうなことができる、こういうふうに調査を進めていきますという。前回の審議会の答申を踏まえるなら、クラス替えも選択肢としてあり得るし、例えば学級内に防犯カメラを設置してしばらく様子を見るっていう選択肢もあり得るみたいに、とれる選択肢を示しておく、保護者さんの要求がどんどんエスカレートされていらっしやるので、エスカレートも防げるかなと思います。

保護者さんもかなりこどもを危険に晒している要求だと思って、こどもにアンケートを作らせるのでそのアンケートクラスで実施して欲しいとなると、他の子たちがみんなその子のことが好きでも好きじゃなくなっちゃうという場面も作りかねないので、逆にそこまで追い込まなくて済むようにクラスを変えられる選択肢もある、或いはこどもの意思を確認してカメラを設置しながら見守る選択肢もあるよというようになっていくと多少は冷静に

なられるかなと思います。

以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございます。中西委員お願いします。

**【中西委員】**

保護者対応で東京都カスハラ条例っていうのができて、その学校の対応ガイドラインみたいなものができつつあって、まだ運用されていないわけですけど、やっぱりこの事例で、どの段階でカスハラと判断するかは非常に難しいかと思いますが、その対応が東京都の場合は、例えば面談時間を30分以内、長くても1時間とかですね、或いは、何回目かでは管理職が対応するとか、そういうふうなことまで示しているようですので、そういうことをいじめ対応でも、何らかの形で明示すれば、その通り行くとは限らないとしても、それを参考にできるんじゃないかと思いますが、ぜひ。この事例で例えば、時系列的に1回目は担任で2回目は学年主任で3回目は管理職なのかわかりませんが、それをもう1回検証していただいて、そういうことも参考にしながら対応マニュアルじゃないですけど、そういうものが、理想通り行くとは限らないにしても、あったほうがいいのかないかなと思いました。

警察に被害届を出した時点でフェーズが変わっているんで、この段階では、もう学校よりも総合支援課、教育委員会が前面に出て対応する。対応されているのかもしれませんが、連絡はあったという先ほどの説明だったと思いますが、前面に出るような形での対応をやりやすよということも、そういうところに含めていけばいいのかなと思いました。

以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございました。西委員お願いします。

**【西委員】**

関連して今、学校現場としましては加害の保護者、被害の保護者が来られたときに、どうしても言われることを、まずはしっかり傾聴して、ヒートアップが収まるまでしっかり傾聴して「はい、時間です、今日はここまで」っていうことがなかなかできません。

いま言われたように、東京都の方で原則30分最大1時間とかですね、1回目が複数教員で対応で、2回目以降は弁護士代理人等が対応というような感じになっておりますけど。そういうのをちょっと、本市でも明記していただけると。まず、学校のいじめ対策委員会では、本市の基本方針だったり、こういう感じで今日話し合いをさせていただきますとかいう感じで、ある程度の時間になったら切れるではないですけども、時間はここまでということで、切ることがやはり必要かなと思って今聞かせていただきました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

村田晃一委員、お願いします。

**【村田晃一委員】**

今のご提案の通り、現場の先生方は保護者対応は何時まででいいよ、何十分まででいいよというルールを作ってほしいと思っていらっしゃるのではないかと思うんですけど。とはいえ、事案によってこのケースだと、保護者から毎週、週に1回、勤務時間外に電話があつて1時間電話、それから19時頃来校で1時間激昂していかれる。

これにはやっぱり付き合っただけで対応したほうがいいんですかね。それを皆さんのご意見とか感想を伺ってみたいんですけど、どうでしょうね。

**【出川会長】**

お願いいたします。打出委員。

**【打出委員】**

村田先生が今言われたところですね、現場として正直なところ、先ほどマニュアルがある、こうですよって切れれば本当いいんでしょうけど、切れない。先生方は、どうにか解決したいというやはり思いがあられるので、そこは、例えば保護者の状況によっては保護者が仕事上その時間しかないとなると、どうしてもその時間しかないのかなっていうことで、合わせてしまうところがあるんですね、学校現場としては。きっぱりと切ってしまうと、もうそこで関係性が全くできなくなってしまう。

学校はどうしても、まず保護者と関係性をしっかり持ちたいという思いから、じゃあ、こういう決まりがあるけど、そこをどうにかちょっと緩やかにしていくところはあると思います。

ただ、もうそれをしなければいいのではとさえいえばそれでいいんですけど、学校現場としてはそれがなかなか難しい。だから私も正直そうなった時にはやはり対応、今までも、自分が教員時代のときには、担任をしていたときには対応していました。

19時どころかもう20時、21時、もう夜中であっても連絡があつたときに、行ったこともありました。

ただ、その時に関係性ができる、じゃあ関係性をつくるためにするのかっていうのではおかしいと思うので、何らかやっぱりどこかで基準っていうか線引きは、していかなければならないかなと思っています。

すいません。ちょっと感想です。

**【出川会長】**

他にはいかがでしょうか。

吉田委員お願いします。

**【吉田委員】**

私はとにかく記録することが大事だと思っています。これは問題になるかもしれないと考えられる場合は、初期の段階から短時間の対応であっても記録をとることで、時間が経過して「言った、言わない」といった状況にならないよう、とくに録音しておくことが必要です。

これは熊本市のいじめ防止等対策委員会でも繰り返し言っています。ただ、録音するということに否定的な反応があるかもしれません。そうした場合でも、教育委員会がこれを制度化しておくといいわけです。学校としては教育委員会から録音するよう指示されていることを伝えるのです。その上で、校長室や教室などでレコーダーをおいて対応することになります。

ただし、録音するからには、そこで使用したレコーダーの保管方法や、記録の保管方法や消去の仕方等について明確にしておく必要があります。例えば、特定のレコーダーをいじめ等に関わる事態が発生した際にのみ使用すると決めておく、学校の金庫に保管する、出し入れは複数の当事者で確認する、場合によっては教育委員会が保管するなどのルール化が求められます。これは録音だけでなく、学校が関係保護者等に対応する時間帯、あるいは対応できない時間帯等を明確にしておくことが大事でしょう。これらが学校の責任ではなく教育委員会の基本方針として明確化しておく点に意味があります。現実には、教師が様々な対応に疲弊するケースもあります。こうしたことを熊本市の指針として考えていく必要があると思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

南部委員お願いします。

**【南部委員】**

録音については絶対必要だと私も思います。というのは、昨今は報道などに触発されて学校不信が強まっていることがあり、保護者の方も学校に対抗するためにインターネットなどから「後々のトラブルに備えて、学校との話し合いは必ず録音をすべき」という情報を得ることが非常に多いです。

なので、録音して言質をとった一部分だけを切り取って、マスコミや他の保護者たちに聞かせるようなことも起きないとは限らないので、そういった意味でも教員を守るという趣旨でも、「その発言に至るまでには、こういうやり取りがあった」ということを示すことが

できるように、録音は非常に有効であると思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

村田慎委員お願いします。

**【村田慎委員】**

体罰等審議会の方でも聞き取りになったときに、できるだけ早めの証拠の保全っていうのは、それがやっぱり一番大事だなというふうに思っていたんですけども。

そうでないと後になればなるほど、記憶の確認だけになっていくんですよ。その間に保護者とか、周りの人たちの声によって、こうだったよねとか、こう言っていたよねっていうふうに言われると、どんどんこどもってそうだったかもしれないなっていうふうになっていくので、できるだけ早めの記録とか、証拠保全という意味で、やっぱり録音っていうのはとても有効だというふうに思いました。

先ほど西村委員がおっしゃっていたのにとっても共感していたんですけども、親とこどもの意向のずれがどれぐらいあるのかっていうのがとても大事だと思っているんですよ。

このケースで言えば、この先生はもうこどもを守ってくれないというふうに他で吹聴しているっていう時点で、もう、この案件はこどもより親の正義で動いているので、どっちかっていうと正直言ってしまえば、親がこどもを守っていないってはっきり思うんですけど、ここまで言っているのかちょっとわからないですけど、ただ本心を言えば、それまで9ヶ月の間、疑われた子もいるわけで、疑われた子にも保護者がいるわけで、自分がその疑われた側の保護者だったとしたら、自作自演だった場合ですけど、「いやなんてことしてくれるんだ」というふうに、正直たまったものじゃないと思うんですよ。ただ、その先生方も9ヶ月もずっとこの対応をしなければならぬし、相手の生徒も保護者もずっと嫌な思いしなきゃいけない。

ただそれを学校から、その被害児童とされている児童の保護者に伝えたところで、納得してもらえとは到底思えないし、角が立たない未来がもう全く見えない。絶対納得してもらえないと思うので、もともと保護者が学校に対しても威圧的な態度も変えておられないですし、激昂されたりとか、どんな説明の仕方をしてもし納得されることっていうのは、どれだけ学校の先生方が、関係を作ろう作ろうって、もっともっと時間をかけて時間を割いてくださっても、おそらく溝が埋まるということは、この保護者の場合はないと思うので、やっぱりガイドラインもそうですけど、記録、或いは早めに外部の機関にもうお任せして、すいませんがもうここまででっていうのを言いづらいと思うんですけど、もうはっきり、そこを頑張って言っていただいて、外部にもうお任せできるようにというふうにしたほうがいいんだろうなと、感想ですが思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。  
西村委員お願いします。

**【西村委員】**

(6)の①についてなんですが、学校がどこまで対応するべきかということですが、元来、教員は、教育を学んで教員になっております。できる範囲は、現実的なそこまでのはず。そこまでかな。あとは、そのあと身につけた知識や経験で広がっていくことはあると思いますけれども、そこは、保護者にもわかっていただくような文書なり、ルールなりが必要なのかなと思います。

でも教育というものはすぐに結果が出るものではなくて、今、この子の心の痛みとか後悔とか、流した涙が、もしかしたらそれは、10年後に変化がある。何かそういった仕組みも、人間がそういうものだということも、保護者に知ってもらいたいし、今度は教育でカバーできない部分を、ルールや、他の外部機関の手助けですね、それができるような仕組みというものが、欲しいかなあとと思います。

それから、保護者の立場で言わせていただくと、この事例のような保護者がすべてではないんです。もう、そこを間違えないで欲しいと思ってですね。本当にこどものことを思い、どうかすれば亡くなった子を思い続け、生きておられる方もおられます。それを忘れないで欲しいなと思います。だから、その規則の内容で、そういった人まで切ってしまうような仕組みにしないで欲しい。

だから、スクリーニングができるような仕組み、そういうものがなければ、最初からいじめがなかったことにしちゃえば、もう対処しなくて済むので、何なら記録も取らない方がいいし、時間もかけたほうがいいです。もう、わからなくなりましたというのが一番、いじめがなかったことにする方法です。

それに、こども自身も実際もそういう対処をしているんですが、あと何ヶ月我慢すればいいって。いじめのアンケートの書き方も変わってきます。最初の頃はじっくり書いたり、考えて書いたりしていた様子が早くなります。チェックしたらすぐ出すようになります。もう先、もう後が見えたからですね。そういう学級になってしまうこともある。この学級はきつとそんな感じになっていったらうな。直接被害がない子は、早く過ぎることを願うし、休んでしまうような子はもう本当ぎりぎりの状況で日々を過ごすだろうし、そういう一見見えなくなるようなことも言葉を拾って欲しい。せめて学校の教員にはそこを拾って欲しいなと思います。

以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私もちょっと1点だけ意見ですが、保護者の話を、担任の先生が忙しく、いろいろ聞いてらっしゃって、大変だと思いますので、他に保護者がしっかりお話ができる場というか、今もうすでにあるのかもしれませんが、そういったところを少し確立していくっていうことをする必要があるのではないかと思います。

担任の先生は中立でもないといけませんし、加害も被害も支援もしなくてはいけないので、なかなか相談というのを、ずっと片方の方の話ばかり聞くというのは難しいのかなと思いますので、何かそういった仕組みができればいいのではないかなと個人的に思います。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

何かございましたらお願いいたします。

それでは時間が11時を過ぎました。活発なご意見ありがとうございました。事例の1については、ここまでにしたいと思います。

この場で言い尽くせなかったご意見につきましては、後日メールにて事務局までお知らせください。

今から10分程度、休みをとって、大体11時15分をめにスタートさせたいと今思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

休憩に入ります。

～休憩～

#### 【出川会長】

では後半の審議に移ります。後半の進め方も前半と一緒にあります。

まず、事務局の方から説明をいただきたいと思っております。

それでは事例2、いじめの調査についての説明をお願いいたします。

#### 【総合支援課 勝田課長】

～事例2説明 省略～

#### 【出川会長】

ありがとうございます。

今ご説明あった事例2のいじめ調査についての事務局のご説明に関して、質問等ある方、お願いいたします。

#### 【吉田委員】

SNSで嫌なことを言われたとありますが、これについては、例えばスクリーンショットなどはあるのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

これは確認しております。

【吉田委員】

9月6日に激しい口調で電話があったということですが、これは担任の先生がお受けになったのですか。

【総合支援課 勝田課長】

最初は担任でした。そのあとは続けて今度は管理職の方にもとなっております。

【吉田委員】

細かいことですが、いつごろにどのくらいの時間の電話になったのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

時期としては、2学期に入ってから管理職の方が全面的に出るような形をとっております。

時間の方はもう満遍なくといいますか、いつでもというか向こうの電話の状況に応じてということです。

【吉田委員】

9月から10月に、学校は両保護者から子どもへの対応について非難を受け続けたとありますが、これは主として管理職の先生方を指しているのでしょうか。

また11月に「学校は保護者から法律に詳しい知人と一っしょに来校すると言われて後日、困惑しながら対応した」とありますが、総合支援課はこの事実をあらかじめ認識されていたのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

あらかじめ認識していました。

【吉田委員】

その際に、総合支援課は学校にアドバイスされたのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

知人ということで弁護士の方ではなかったですけど、知人という形でお聞きしています。

【吉田委員】

その点について、総合支援課として指導やアドバイスをされたのですね。

それから、9月13日に関係機関として関わることになった行政機関というのは、具体的にどこですか。

**【総合支援課 勝田課長】**

これは、こどもの権利サポートセンターがございますので、そちらの方に関わっていただくというようなところになりました。

**【吉田委員】**

こどもの権利サポートセンターが学校側の立場で関わるだろうと思われていたということですね。

わかりました。ありがとうございます。以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

末富委員お願いします。

**【末富委員】**

この9月6日の生徒Bの保護者から申し立てられたっていう、生徒AからBへのいじめというのは、これは何か事実確認等はされたんですかね。

**【総合支援課 勝田課長】**

これはしております。

**【末富委員】**

事実だったのかどうかというのが。

**【総合支援課 勝田課長】**

結局、睨まれであったりとか嘲笑であったりとかいう嫌な思いという感情的な部分でしたので、本人の申し出のみというところになります。

**【末富委員】**

ありがとうございます。

**【出川会長】**

それでは、西委員お願いします。

**【西委員】**

こどもの権利サポートセンターの関わりについて保護者の反応とか、対応されて、こどもの権利にサポートセンター自体はどういう感想を持たれたのか。

**【総合支援課 勝田課長】**

役割分担というところで被害生徒側に教育委員会が、加害生徒側にこどもの権利サポートセンターがという形で、関わることになったのですが、とにかく寄り添う姿勢というところで、加害生徒の保護者の方への寄り添い、本人の寄り添いというところで行っていますので、そちら側で主として考えるような形での寄り添いになります。

**【出川会長】**

村田慎委員。

**【村田慎委員】**

詳しい状況というのが11月頃までになっているんですけども、3月に教育委員会への報告があって以降は、報告がなくなったというふうにあって、現在はもう生徒さんが両方とも登校しているっていうことで、ただ双方すごくお互いの存在があって行きたくないというふうに言っていたのが、現在2人でも行けている。その間に、どういう形で、そこまでこどもたちの関係の修復がなされたのかとか、保護者の対応がどういう形で変わっていったのか、というのをちょっとお尋ねしたいなと思います。

**【総合支援課 勝田課長】**

当初は生徒同士の関係性の部分の問題が、それぞれの保護者の方の思いというところが主になってきてしまった部分がありますので、最終的に落ち着いた部分としては、その保護者の方のある程度のご納得と申しますか、お話し合い等の場もある程度設けながらの部分と、最初は同じクラスでしたが、次学年では違うクラスになるという、ある程度の確約じゃないですが、そういった部分をお話申し上げたところがやはり大きな安心材料になったのかなと思っております。

**【出川会長】**

他にいかがでしょうか。

村田晃一委員お願いします。

**【村田晃一委員】**

さっきの事例と同じことですが、学校としてはこの生徒AとBについては元々気にしていた子だったんでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

被害生徒の方は、そんなにあまり、加害生徒の方も、生徒さん自身はそんなに気になるような子どもさんではなかったですが、親御さんはどちらも割とご主張されるようなご家庭であったところでございます。

【村田晃一委員】

保護者については両方要注意ですかね。

【総合支援課 勝田課長】

いろいろ申し立てをなさる、どちらの家庭もそういったご家庭であったということです。

【出川会長】

西村委員お願いします。

【西村委員】

質問です。この生徒AとBが直接話し合ったり、会話をして理解を得たというような場があったのでしょうか。

また保護者の方でも、直接話をして、何か話し合いに腑に落ちたところがあって、納得したというような場面とかがあったのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

当初、この事案、報告相談があったときには、当事者の生徒同士の話し合いは行っていましたが、徐々に会わせるところが非常に困難になっていったような状況があります。

保護者の方同士の話し合いの場もかなり持ちました。

【出川会長】

ありがとうございました。それでは質問も出尽くしたようですので、この後、意見交換に入りたいと思います。

事例2はいじめの調査についての事例となっております。主に資料の7ページの上下段と8ページ上段の論点について主な意見交換がポイントになるかと思えます。

ご意見のある方からご発言をお願いいたします。末富委員。

【末富委員】

もう1点確認なんですけど、6月12日の生徒Bの事実確認が、誰からどういう形で行われたのを教えてください。

**【総合支援課 勝田課長】**

6月12日の聴取につきましては、これは加害生徒に対する学校職員からの聞き取りになります。

学校職員は担任、それから学年の生徒指導担当になります。

**【吉田委員】**

私も確認ですが、この件について総合支援課が情報を得られたのはどの段階で、どのような指導やアドバイスをされたのかお伺いできればと思います。

**【総合支援課 勝田課長】**

これも6月に学校からの報告で、最初に情報提供はいただいています。

それから9月以降の部分、10月に重大事態というふうな形でとらえて対応していくところから、教育委員会の方も、実際にこの話し合いの場に何度か立ち会うような形をとらせていただいています。

**【出川会長】**

よろしいでしょうか。いじめの調査についてですね。

論点は、この最初のパワーポイントの3ページの上の方が、この前の論点をまとめたところで、「①現在の日本のしくみは調査偏重であるため、今後は被害者支援や加害者への介入に重きをおくべきではないか」、「②調査方法、調査内容、どこまで調査すべきかなどを見直し、教師の負担を軽減すべきではないか」、或いは、「③学校が調査をすることで第三者ではなく当事者として介入したと見られ、中立の立場として見られなくなるのではないか」、というようなことを前回の第1回でお話いただきました。

また、5ページにあります、事務局から追加で審議していただきたい論点として、「①いじめについて学校はどこまで対応すべきか」、「SNSの利用によるいじめへの対応」とか、また、「②学校は保護者以外の児童生徒の関係者にどこまで対応すべきか」、「③当事者双方が被害を主張した場合どのように対応すべきか、第三者委員会の調査が必要な場合はそれぞれに立ち上げて対応する必要があるのか」など、いくつかありますので、ご意見等お願いいたします。

末富委員お願いします。

**【末富委員】**

ちょっと先に片付けやすい論点からなんですけど、生徒Bの保護者からの法律に詳しい知人と一緒に尋ねたいという論点と、あと5ページの上で教育委員会からの追加で審議していただきたい論点のところ、「保護者以外の児童生徒の関係者にどこまで対応すべきか」で、保護者の知人とあるんですけども、原則認めないことが大事ななど。

例えばですけど弁護士さんだったり、私も大学教員で専門性が高いという理由で、お困りになられたサポートに入っておられる民間団体さんとかに頼まれて、一緒にお話を聞くことはあるんですけども、そういうある程度の例えば学位を持っているだったり、弁護士さん以外とか、例えばですが、たまたま親戚がスクールソーシャルワーカーだったとか、専門職だったり専門的な資格を持っている人以外の方を学校に入れるっていうのは極めて危険な行為なので、できませんという方針を作っておく方が大事なかと。

多分、これ弁護士の先生方が非弁行為じゃないかとか、お思いになると思うんですが、余計にトラブルを拡大させるだけなので、であれば弁護士会に相談して弁護士さんと一緒に来られたらどうですかぐらいのアドバイスをこどもの権利サポートセンターができるんじゃないかとも思いますので。学校にとにかく監護権を持つ保護者以外の人を入れないっていうのは、入れるのは、やっぱり資格がある人とガイドラインに定められているので、ここにいきなりいけなみたいな専門職に限ったほうがいいと思います。

イギリスのルールでも、イギリスの学校って出入りがめちゃくちゃ厳しいんですけど、昨日、神内さんともその話をしましたが、それは学校内の安全を保つため、今年、立川の小学校で起きたお母さんの友達になる人を学校に入れてしまった事件がありますね。あれも入れてはいけないっていう、市のガイドラインでもそう定められているのに。監護者か、例えばこどもの権利サポートセンターが、あなたが相談している弁護士なら入れますみたいなルールを作った方が、学校の安全は保たれますし、その後にさらに知人がまた無用のトラブルを拡大させる人になるリスクが極めて高いので、そこは、そういう学校内でいじめ事案について一緒に保護者に同席していい人というルールを作ったほうがいいかなと。

その意味で言うと教育委員会からの論点にある祖父母とかおじおばみみたいな、ご親戚をどう整理するのかはちょっと考えどころなので、逆にすごい数多く来られても、それはそれで威圧的な言動に繋がってしまうので、人数を制限するだとかですね、なんか親権者に準ずる人で何かもう1人ならいいとか、例えばですけど、すごくもう本当に事案が深刻すぎて、保護者の方も疲れ果てておられるとかそういう事案もなくはないとは思っているので、サポートしていただける身内の方がこの範囲でみみたいなことはありえなくはないので、お身内の整理をどうするかは私もいま妙案が思い浮かばないんですが、とにかく保護者の知人は認めないっていう原則を立てられてはいかがでしょうかということです。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。神内委員。

#### 【神内委員】

今、末富先生がおっしゃった話も含めて、事例1の方でもあったんですけど、やっぱりそういう何か保護者向けのガイドラインって作ったほうがいいですね。今、お話を聞いて思いました。

実はこれ、作っている自治体があって、保護者向けにいじめ対応のときは、うちの市はこうしますから、こういった形でご協力お願いしますみたいな指針を作っている自治体もあるので、それを参考にしてもいいのかなとはちょっと思いました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。西村委員。

**【西村委員】**

ガイドラインなりルールというものは必要だと思います。

例えば、(6)③との関連のところ、生徒Bの保護者からのこどもが加害者扱いされている。もうこれ、結論が先に決まっているんですね。何が何でも受け入れないという強い親の意思が、もうあります。

こういうふうにし話し合いをすることがありますよということを、例えば、年度当初にそのガイドラインなり、手続きルールの説明なりをしておいて、特別なことではないという発信が必要ではないかなと思います。

そして、加害者という言葉が苦しいのかなと思うんですね。こどもの中では、程度の差があれば、もう酷いことから軽いことまで、小さなことから大きなことまで沢山あります。

そして、まだ結果としてこの子たちは、自傷行為なり死のうとする行為に直接はまだ行っていませんよね。これって、とてもいいタイミングで話し合いが本当はできているんですよ。だから、そういうふうな発想の転換を、保護者に持たせる機会を持つてはいかがでしょうかなと思います。

いろいろ起きてから調べられると、もう、相手は守りにしか入りません。お互いにもう、時間、持久戦に入って、これも、ある意味持久戦に入って時期が来たので解消したということになったのかなと思うんですけども。そういう色んな場合を想定した最初の対応ですね、あってからの対応ではなくて、こういうこともあるんですよということを、何も無いときに、ぜひ伝えて欲しいかなと思います。

その方がこどもにとってとても幸せが開けていくんじゃないかなと思います。

以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いいたします。

**【打出委員】**

学校現場の思いというか、学校の保護者以外の児童生徒の関係者にどこまでという、今いろいろ言っていた、確かに本当外部が入ると拗れることが多いんですよ。

ただ、保護者によっては、保護者自身に課題があるなどそういった場合には、逆に入って

いただいた方が、すんなり行くときもあるんですね。これは本当いろんな例があるので一概にどれとは言えないんですが、いろんな事案を私も経験したんですけど、やはり保護者がなかなかそういう、例えば聞く耳を持たないなどそういった場合に、例えば知り合いを連れてくる。知り合いも、法的とか、いろんな詳しい人とか、その人がどんな人かを見極めることも大事だと思うんですが、上手に入っていただくことで上手くいくこともある。どれも正解があるわけじゃないんですが、その時の学校の見極めもやっぱり難しくなるのかなあという感じは正直しております。

よくあるのはやはり、保護者の方で、特に母親だけであったりとか父親だけだったり、そういう場合、祖父母と一緒に来られます。その時に、もう援護射撃のように後ろから凄い状態で来られることもあります。親が言うことにさらに援護射撃をかけてくる。もうそうなったときにはこどもそっちのけで、学校と保護者の対立にしかなくなってないところもあるので、そういう意味で、前も言ったように、第三者が入るのはとても大事なときもあるので、その見極めと、どういう基準でしていくかというのも、大事なのかなと学校現場としては感じております。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。

#### 【西委員】

警察等外部機関が関わる事案についてというところで、私が本年度、県と市の学警連、学校と警察連絡協議会という機関の会長をさせていただいておりますけども、その中で、警察に相談または通報すべきいじめの事例ということで、こういう事案があつて、これは該当し得る犯罪っていうことで、そういうのが明記してあるものがございます。

基本方針のいじめの定義の中に、いくつか例として書いてありますけども、こういうところにも、こども向け、保護者向けのリーフレットみたいなものを、できれば委員会の方に作成していただいて、こういうのは、こういう罪になり得るんだよっていうのを、小さいときからしっかり認識させていくことも必要ではないかと考えております。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。吉田委員、お願いします。

#### 【吉田委員】

2023年の12月、令和5年に中教審が出した答申の中に、学校がすべきこととしなくていいこと、外部に委託すべきことなどが記載されています。

そこで学校がしないといけないこととして、教科指導等は当然として、生活指導やこどもの成長、学びが入っています。これらはいじめとも深く関わっていますから、先生方がいいじ

めの対応をすることは、なすべきことに含まれていると思います。

ただ、それが保護者の対応などにまで広がる場合、これをすべて学校がなすべきことだと考えるかどうかは議論する必要があるでしょう。教師がこどもの成長等について関わることが求められますが、時間外も含めて繰り返し電話等の対応などが学校だけで終息することが困難なケースがあることは否定できないと思います。こうした現場の状況を踏まえた外部からのサポートを考える必要があります。

また、いじめは子どもの中で発生する問題ですが、学校はそもそも当事者だということも踏まえておく必要があります。そうした意味では、当事者が当事者自身の対応まで含めて客観的な立場から調査することは一般的には考えられないでしょう。

もちろん教育活動の中で問題の発生時に子どもから聴き取りなどをするのは当然です。ただ、保護者も関わることになれば、どこかで当事者以外の視点を取り込むことが必要になるでしょう。

それから保護者との話や子どもたちからの聴き取りをする環境も大事になります。学校で発生した問題ですから、保護者と会うのは校長室といったことが当然のように考えられるかもしれません。しかし、校長室の雰囲気話し合いに影響を与えることもあり得るでしょう。熊本市の場合、いじめの聴き取りには市の組織である「あいばる」を使用することがあります。学習支援等を行う施設ですが、子どもたちの安心感が得られるのではないかと思います。つまりは環境を中立化するわけです。

私は中立化について、例えば中学校区ごとにいじめの聴き取りに第三者として立ち会う者から構成される組織をつくってはどうかと提案してきました。そのメンバーは保護者や地域で教育に関わる人たちがなります。そして、所属する校区外で問題が起きたとき、保護者と学校の話し合いなどに第三者として同席し、中立的な立場としての役割を果たすのです。そのため、個人的な発言はせずに客観的な記録者に徹することが求められます。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。神内委員、お願いします。

#### 【神内委員】

今、吉田先生のおっしゃっていること、結構理解はできるんですけど、ただ、実際問題結構難しいのが、こどもって第三者には話さないんですよね、あんまりすぐに。

教師が何で聞き取るかといういつもいる、顔と名前をわかっている人だから話すって子ども多いので、そのあたりに難しい。

例えば本当に私は、弁護士として聞き取りすることがあるんですけど、もうめっちゃめっちゃ警戒されます、普通に考えたら。普通の大人の人でも弁護士が聞きとるっていうと、そういう感じになると思うので、もちろんこどもの権利サポートセンターとかそういった感じのこどもに関わっている人が聞き取るのは1つの手だと思うんですけど、それでも普段顔を合

わせない人にそんなに心をすぐ開くかということそうじゃないので、その辺りなかなか難しいと思うので、ここはそういう意味で、一時的な対応は学校がやらざるを得ないのかなって思うんですけども、そうすると、今度また末富先生の先ほどの問題が出てきて、次じゃあ2回目3回目違う機関が聞き取るとなると、結局、何回も聞き取りしなきゃならないって、子どもたちの負担がものすごい大きいですよ。

それも考えたときに制度として、どこまで聞きとりに応じなければならない、子どもたちの負担をちゃんと考慮すべきかどうかということはあると思うんですけども、いま全然ガイドラインでも盛り込まれていないと思うので国のガイドラインで、そこはやっぱり必要だと思います。

あと、保護者の方に対するガイドラインがあつていいなと思うのは、いじめ防止法自体が多分、9条に保護者も協力しましょうというふうに条文があるので、その条文に沿った形で、一応ガイドラインという形ですけど、やっぱり学校として保護者に協力していただきたいことがありますというメッセージを発するのは別に法的にも根拠があるので、だから、それは有りかなと思うんですね。

ただ、それがやっぱり西村先生がおっしゃったように、本当にちゃんと訴えたいっていう、大切なことを学校に訴えている保護者を排除しているとだめなので、そこの作り、建前は大事だと思うんですけども。ただ、一方ではこれはどう考えてもちょっと行き過ぎですよっていう保護者を区別して、それで多少なりとも学校の負担を減らす、そういう目的が必要だと思うので、そういう意味では、保護者向けのガイドラインを作るのは、それほどハードルが高くないような気がするので、あつてもいいかなと思います。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。中西委員、お願いします。

#### 【中西委員】

ちょっと別の論点というか、これは言っておいた方がというのがありまして、被害児童・加害児童とこの資料の中にも書かれているわけですけど、この加害・被害、2つ目の事例は、生徒Bもいじめられたと訴えているわけで。

いろいろ評判の悪い国のガイドラインも、新しいものは被害・加害というのをほとんど使わずに、対象児童・生徒、関係児童・生徒っていう言い方を確かしていたと思います。

なので、そもそも被害児童・生徒、加害児童・生徒っていう言葉を、できるだけ使わない方向に持っていった方が、我々、日常的には話してしまいますけど、対象児童・生徒、関係児童・生徒と言ったほうが加害とされた側の感情を逆なでしないで済むことになると思いますので、そこはちょっと考えていいのかなと思いました。

以上です。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。村田晃一委員、お願いします。

**【村田晃一委員】**

熊本市のこどもの権利サポートセンターに関わるものとして申し上げておくと、この事例では、保護者は、サポートセンターは、どうせ学校側の立場で関わるんだらうとお感じになっておられたようですが、センターは決してそういうことはありません。

学校からも子どもからも保護者からも、色んなところからの相談を受け付けて、その事案をどう解決したらいいかということで、皆さん頑張って努力しておられます。学校側にも苦言を言ったりガンガンやっていますので、決して学校べったりという組織ではないのでご紹介をしておきたいと思います。

それから、第三者の立ち会いについては、末富委員からは弁護士の立ち会いはすつと認めていただいてありがとうございます。ただ、弁護士もいろんな人がいて打出先生がおっしゃったように、却って話をおかしくしてしまう、そういう弁護士もいないとも限りません。

とはいえ、この弁護士はいいけどこの弁護士はだめだという選別も難しいので、結局そうになると、学校側にも弁護士が入る体制を整備していった方がいいなと思いました。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。末富委員、お願いします。

**【末富委員】**

まず、4月下旬に起きた事案のうち、もし学校内に防犯カメラがあったら検証ができたのが、通学かばんを取りに行った際に蹴られた行為だろうなとは思いましたので、特にバブリックスペースですよ。廊下だったり、あと空き教室等の死角になりがちなところは基本、校内の防犯カメラがあれば、おそらく蹴られた行為はうまく検証できて。蹴ったなら、やっぱり生徒Bの保護者さんはここまで強気にはなっていないはずだし、蹴っていないなら、もう、その事実確認するのは日本では聴取だけなので、疑われているっていうのが、すごく生徒の側にも気持ちとして残ってしまうので事実確認ができるように、計画的にですけど防犯カメラも配備していく必要があるなと思いました。

あと英語の時間に発音が悪いと言われ笑われたのは、これ教員へのヒアリングで検証可能だと思いますので、その検証がどうだったのか教えていただきたいんですが。ただ、もう1つ、これを許してしまう学校づくり、学校運営の状態っていうのが非常に危険なんですよ。

新潟市は、いじめの認知件数が多いので有名ですけども、軽微ないじめでも見逃さないのと、あと私も学生が「どうやったらいじめを起きにくくして、早期対応できるようになりますか」というのをすごく真剣に聞いてきて、みんなで調べようって調べたんですけど、新潟

市のいじめ防止の早期対応のマニュアルは非常に良くできていて、普段から学校教育活動内での、例えば、相手の失敗を責めるとか笑うっていうのを許さない学級づくりを、結構、徹底しておられると思われるんです。逆にそれがあった方がいいかなあという。

イギリスの学校もそういうルールブック、校則みたいに生徒を縛るものというよりは、そういう相手を笑う行為っていうのは、もうイエローカードですっていう明確にそういうルールにしている、教員同士もしないし、教員が生徒に対してもしないし、生徒同士でもしないっていうルールブックになっているので、そもそも笑わないっていう笑われた行為は先生が注意するって、それはよくないこと笑わないっていうふうに、徹底できてなかったのかなみたいな、逆にそれを許しちゃう学校、学級運営が、この人間関係のこじれも招いていませんかみたいに思いますので、いじめのガイドラインは保護者向けの話がさっきから出てきています。

やっぱり新潟市等の取り組みを見ると、教員も平素からの学級づくり、あと呼び捨て、九州多いじゃないですか。あと、あだ名ですね。東京は完全にあだ名禁止で呼び捨てもない。さん付けなんですけど、それを形式的だって言う意見もありますけど、やっぱり学校は社会ですから、職場であだ名で呼んでいる職場は現在ハラスメントに相当し、呼び捨ても日大では、職員同士とか生徒に対して学生に対してもハラスメント事案となり得る行為なので、そういう社会だよという意味では例えば、そういう呼び捨てからあだ名等をもうやめましょうって新潟市も書いているんですよ。

なんかそういう基本的に、いじめを起きにくくするルールというのを先生側にも、これ基本だからねというのをしている方がいいかなと思います。

少なくとも、発音が悪いので笑われる事案は防げたことだし、起こしてしまったならそれは学校の教員の責任であるというふうに思います。発音が悪いと言われて笑われた事案が、実際どうだったのかちょっと教えてください、ということで1回切らせていただきます。

**【総合支援課 勝田課長】**

授業中のこの笑われたことに関しましては授業者の方で、そこで指導は入っているところで確認をしております。

**【出川会長】**

吉田委員お願いします。

**【吉田委員】**

いじめに関して学校内にカメラを設置することについては、本審議会でも前向きの方で議論されたと聞いております。世の中でも監視カメラの情報が犯罪者の検挙に効果を発揮しています。また、それが犯罪の抑止にも役立っていると思われれます。こうしたことから、学校にもカメラを設置してほしいという要望が出るのも時代の流れでしょう。ただ、学校教育

の場面でカメラを導入するとなると、その条件等は慎重に考えておくことが必要だと思いません。

また、固定されたカメラではなく、その時々状況に応じて設置できるようなシステムはできないのでしょうか。そこで、教室に置くことを宣言し、その際に、設置期間を設定しておいて、その期間だけはモニターできるといったものです。

そもそもいじめは、教師や大人が見ていないところで発生するケースがほとんどです。そうすると、カメラを設置してもそれがいないところで問題行為が行われる可能性も大いにあります。現実にはトイレでいじめが起きたケースがありますが、トイレにまでカメラは設置できないでしょう。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。神内委員、お願いします。

#### 【神内委員】

監視カメラは、私、別に設置してもいいとは思いますが、結構、実は問題なのは保存が難しく、めちゃめちゃ容量を使うんですよ。1日中ずっと各クラスにかけていたら、多分もたないと思うんですね。

なので、結果的にどこの学校も、私の勤務する学校も実は監視カメラがあるんですけど、やっぱり保存をよくできて1週間ぐらいなんですよ、結局。そうすると、この事案だと4月に起きて6月には消えちゃって、監視カメラがあっても多分厳しい事案になるので。結局、今日起きたこととか昨日起きたことだったら、確認できるのが監視カメラの利点かもしれないんですけど、それ以上になると結構厳しいと思うんですよ。だから、その辺りの運用は現実的に検討しないと、設置した後で結局すぐパンクしましたとか、サーバーも容量がもう限界ですってなってくると、結局、扱いが大変になってくると思うんですが、その辺りとかを機に、ちょっと検討しないと、なかなか難しいかなって感じですね。

あとは結局、監視カメラ自体は行政文書扱い、データ扱いになるので、個人情報とか情報公開の対象にもなりますから、それで、その時にどうするかってところは出てくると思うんですね。

それを、議論しておかないと色々な人が映っていますから、結局、そういったことになってくると、その辺りがやっぱり、特に公立学校での監視カメラ扱いになると思うので、そこは議論したほうがいいかなと思いました。

#### 【出川会長】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いいたします。

### 【打出委員】

カメラですね。昨年度の教育行政審議会に出ておりました。私も色んな人たちとお話している中で、社会でも、今までは監視カメラなんてなかった。しかし、それがもう当たり前になんて来ている。私たち市民もそれが当たり前になんて捉えた。

ただ、それを導入するときには監視されるというところで、大分、議論されたと思うんですね。しかし、いまそれが学校現場で今ちょうど議論されているのかなど。

あと、今、やはり「監視カメラ」というと監視されているというところで、教員も子どももやっぱり抵抗がある。なぜ付けるのかというところをしっかりと伝え、子どもたちを見守るため、守るためなんだというプラスのイメージがあれば、少しずつ変わってくるのかなど。付ける、付けないの問題じゃなくて、監視と言われるとやっぱりそこはとても抵抗はまだ学校現場にはあるのかなど。

ただ、子どもも守るし先生方も守れるんですね。先ほどのいじめの問題もそうだし体罰等もそうだし実際あったかと。最近テレビであっていましたが、幼稚園で監視カメラをつけたことによって、保護者の考えとしてあったのが、子どもが嘔まれて帰ってきたときに誰かにかまれたのではないかと思っていた。しかし、よくよくカメラを調べると自分で嘔んでいたというのもありました。

そういうところで、やはり子どもにとっても先生方にとっても家庭にとってもいいような、取り組みの仕方をしていくべきなのかなど。なかなか、まだ学校の先生方は正直なところ、「えっ、つけるの、自分の授業を見られるの」と思われる。自信を持っていければいいんですけど、やっぱりそういう先生方、まだいらっしゃるのかなという感じはしております。

### 【出川会長】

監視カメラの件ですね、いろいろご意見があって、心配のことも、あるかと思いますが、いかがでしょうか。南部委員、お願いいたします。

### 【南部委員】

他の自治体での会議で「監視カメラを学校に導入する」という議題が持ち上がって、教員からのパブコメを募ったことがあったのですが、これに対する教員の反発がものすごくいいんですね。ほとんどアレルギー反応のように、本当に嫌がったというのを、すごく覚えているんですけど。

それはさておき、ちょっと聞き忘れて時期を逸した感があるんですけど、3人組の友達の取り合いによって仲間外れされたって書いてあるんですけど。これ、AさんBさんCさんという3人組でCさんを取り合っただけという、いざこざなんですか。そういうことですか。

ということはCさんに聞き取りというのはされていますよね、当然。その結果はどうだったのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

Cさん自身も非常に困惑というか、やはり生徒A、生徒Bどちらにも関わる部分がありましたので、生徒Cさん自身の立場も、非常にどっちつかずというところでした。

【南部委員】

それでいくと、Cさんの目から見て例えばAさんからBさんとか、BさんからAさんみたいな感じで、いじめの状況みたいなものは見てとれたのかどうかっていうのは。

【総合支援課 勝田課長】

Cさん自身の捉えとしては、どっちもどっちというような捉えになります。

【出川会長】

よろしいでしょうか。中西委員お願いします。

【中西委員】

SNSの話がまだあんまり出てないと思うんですけど、この事例では内容が確認できたというご説明だったんですけど、その確認できたことと、生徒B側の特に保護者がそれにどう反応したのかっていうことはどうだったんでしょうかね。

【総合支援課 勝田課長】

事実というのは、きちんと認めておられるんですけど、捉えとしてはやはり子ども同士の間でのやりとりでしょう、というような認識でしかなかったところです。

【中西委員】

いじめという認識を、保護者は持っていないということですか。

【総合支援課 勝田課長】

なかなかその生徒B、加害生徒の保護者の方はそういうところでの思いというのはちょっとお持ちじゃなかったかなと、子ども同士のやりとりの中の延長線ではないかという捉えでしかなかったです。

【中西委員】

なるほど。わかりました。SNSでいじめというケースは、もうかなり多いと思うんですけど、そうするとSNSが出てきた時点で、おそらく学校だけでは多分対応できない部分があると思うので、そこをどうするかというのは、そんないい知恵があるわけじゃないんですけど、SNSにやっぱり詳しいというか、そういう専門的に対応している組

織であるとか、そういうところの力を借りるといふこともあるのかなと思ったりもしながらちょっとまだ考えている最中です。

**【出川会長】**

末富委員、お願いします。

**【末富委員】**

このSNS等によるいじめなんですが、主にLINEなので、学校に起因する人間関係でのLINEのトラブルは、その原因、トラブルの原因が学校での人間関係にあるので、学校が関わらざるを得ないと思います。実際、多分そのように関わっておられる学校が標準的だと思います。

ただ逆に、このSNS利用って言っても全く学校と関係がない事案もあるんですよね。そこはやっぱり区分して、保護者から相談があっても学校ではなく、例えば、こどもの権利サポートセンターに相談をお願いします、学校とは関係ない。例えばですけど、何かスポーツクラブが一緒の話が以前も出てきたと思うんですが、スポーツクラブが一緒でそっちのトラブルで学校は違うとなった場合には、もうこれは学校の事案じゃないというふうに切り分ける必要があるかなと。

なので、このSNSのトラブルについても、この事案は学校が関わって何とかしようとした事案なので、そこは先生方も大変だけれども学校の人間関係に起因する場合には仕方ないかなと。ただ、その識別の仕方というのをクリアにしておいて、学校に相談があったときに、いやこれはうちじゃありませんと言える、こどもの権利サポートセンターに相談するようにと書いてありますよ、というガイドラインを作ることがすごく大事かなと思います。

**【出川会長】**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。西委員お願いいたします。

**【西委員】**

確認でございます。

9月10日にこどもが死にたいと発言をしております。もう、ここがとても重要で、こどもの命を守るというところで、いろんな対応してきたと思いますが、そこをもう1回、具体的に教えていただいているんですか。特に、冬休みを挟んだときとかですね、長期休業中の対応というのは非常に気をつけないといけないところがありますので、この発言があったからの対応をもう一度、いろんな機関が関わったと思いますけれども、教えていただければと思います。

【総合支援課 勝田課長】

被害生徒が死にたいという発言をされたところもあって、結局、学校はいじめ重大事態の1号事案という形の捉えで対応していくこととなりますが、死にたいと発言した後の部分のケアとしてはカウンセリングとかというところで、学校の方は対応してきているところです。

【出川会長】

よろしいでしょうか。

【西委員】

土日曜とか学校がないときにはこういう相談機関があるよとか、こういうところにSOSを出してねとかいうのは、保護者の方にも伝えてありましたか。

【総合支援課 勝田課長】

この被害生徒・加害生徒だけではなくて、熊本市の小中学校の保護者さん全般には、やはりこういった相談機関がございますというの、年度当初にお知らせもしておりますし、或いはこどもたちのタブレットの方にも、そういったホットラインというか相談機関というのは、すぐ相談できるシステムを作っております。紹介等というのは頻繁ではないかもしれませんが、事あるごとに紹介をしているところはあります。

【西委員】

実際にそういう発信はなかったってことですかね。

【出川会長】

ありがとうございます。

いじめの調査について、調査方法、内容、どこまで調査すべきかなどを見直し、教師の負担を軽減すべきではないかとも前回ご意見いただきましたが、他にはこういった点で何かご意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

【村田晃一委員】

もっと早くお尋ねすればよかったかもしれません。このケースでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは関わっておられたのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

ソーシャルワーカーは入っておりません。SCのみです。

【村田晃一委員】

SCは、どの子に関わったんですか。

【総合支援課 勝田課長】

被害生徒の希死念慮の発言の後の部分です。

【村田晃一委員】

「死にたい」の発言を受けて、ここからSCが関わって、どんな対応をされたんでしょうね。

【総合支援課 勝田課長】

希死念慮を欲した場合の、カウンセリング対応というところで対応しております。

【村田晃一委員】

保護者にも会っておられますか。

【総合支援課 勝田課長】

保護者の一応、了承を得てというところで保護者へのカウンセリングは行っておりませんが、被害生徒へのカウンセリングで対応しております。

【村田晃一委員】

被害生徒というか、中西先生の言われる対象生徒にSCから聞いてもらって新たな話が出てきたとか、参考になったとかないですか。

【総合支援課 勝田課長】

特段そういうふうなところというのはございません。

【末富委員】

保護者以外の関係者の関わりについてちょっと整理しておきたいんですが。まず、とにかく立川の事案の衝撃ってのはかなり大きくて、私にとっては。1つは、簡単に学校が保護者以外の他人を入れすぎるということに衝撃があったんですが、もう1つが、こどもの授業時間中に入れている、このリスクマネジメント意識の低さが大変心配なので、立ち合いを認める場合、やっぱりルール、人数の制限もした方がいいと思います。例えば、宗教虐待の対応とかでよくあるのは、非常に多くの人数が学校の周りにいらっしゃるといようなこともあり得るんですね。かなり過去の話ですけど、あったというふうにも把握しておりますので、逆に言えば人数の制限であったり、それから身内であっても例えば3人までとか、学校がこ

のメンバーで何人に対応しますというルールを明確にしておくことが必要だと思います。

あと、こどものいる時間、授業時間、下校時間が終わるまでは、こういう保護者以外の方が入られる場合の立ち入りは制限した方がいいかなと思います。その辺りこそガイドラインで明示化することが、いじめ事案とは別に学校全体の安全を守ることが必要かなと。正直、イギリスの学校とかアメリカの学校だと手荷物検査もされる時あるんですけど、何か日本もやったほうがいいんじゃないかかと思えますけども、さすがにそこまで行けないので。とにかく、まず学校、こどもと教職員の安全を守る視点から外部の方を身内であっても保護者以外の方の立ち入りっていうのは、やっぱりかなり慎重にルールを作るべきではないかというふうに思います。

以上です。

#### 【出川会長】

他には、いかがでしょうか。それでは、お願いします。

#### 【打出委員】

すいません、学校ばかりの話をするんですが、今回のこの参考資料1・2両方とも学校の対応に、保護者の方が不満を持たれているというところがあるんですが、その背景には、やはり保護者の相手に対する関係児童生徒に対する処罰感情がとても強い。酷ければ学校に来るな、やるな、出席停止っていうのも出てきておりましたが、そういったところがある。

ただ、学校としては処罰する場所ではなく教育する場、指導はもちろんしていきます。ただそれが、なかなか保護者の方には伝わらない。うちの子はこんなに苦しんでいるのに、なんでそれが出来ないんだというところで、やはり学校も疲弊している部分がある。

最近、本当感じるのは保護者の処罰感情。親になれば、もちろん気持ちはわかります。だからこそ、冷静に学校現場はしっかり対応していかなければならない。

ただ、保護者は自分の思った通りにならない場合には、向こうの味方をするのか、なぜそういう対応するんだというふうにどうしても捉えてしまうところ、学校の一番対応が難しいところなのかなとは感じています。

だからこそ、第三者が入っていただくことによって、きちんと整理をしていただければ、先ほど吉田先生の言われたように学校現場は当事者ですので、あんたたちがいたところでこうなったんでしょうと言われれば、もう何も言えなくなるんですね。ただ、それを出来るかどうかというと、やはり、我々職員もずっとこどもたちを監視カメラで見ているわけではないので、なかなか難しいところ。そして、こどもたちも見えない部分でやっていくところですね。

ただ、こどもたちからのサイン、例えば授業中なんか笑ったりとかそういうときに、やはり職員はしっかりそこは指導していくというところだと思っていますので、その部分、私たちが心配するのは保護者の思いをしっかり受けとめなければならぬけど、そういう感情

を持ってらっしゃるところが多くなってきているかなという気がしております。

#### 【出川会長】

ありがとうございました。

それでは時間となりましたので、事例についてはここまでにしたいと思います。活発なご発言ありがとうございました。

また、この場で言い尽くせなかつたご意見に関しましては、事例 1 と同様に事例 2 についても、事務局の方までお知らせください。

本日の審議については以上になります。本日、審議していなかった論点については事務局に事例を提示していただき、次回、審議を深めていただきたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、何かありましたら事務局までメールでご意見についてお聞かせください。また、お気づきの点がございましたら、教育委員会事務局、教育改革推進課の方にご相談をお願いいたします。

また、本会議の議事録につきましては前回と同様、事務局で作成後、委員の皆様方に送付しましてご確認いただき、その後、私の方で最終確認を行い、確定させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは皆様のご協力で、スムーズな進行を務めることができました。大変ありがとうございました。

それでは進行事務局の方にお返しいたします。

### 3 報 告

#### 【教育改革推進課 朽木課長】

～報告 省略～

### 4 諸 連 絡

～省略～

### 5 閉 会

～省略～